

平成21年9月25日

保護者の皆様へ

福島県高等学校PTA連合会長 菅野 秀士
福島県高等学校長協会会長 近藤 猛
福島県高等学校生活指導協議会長 村越 洋子
福島県教育委員会教育長 遠藤 俊博

高校生の制服の適正な着用に向けた取組みについて（依頼）

日頃よりPTA活動及び学校の教育活動に特段の配慮をいただき感謝申し上げます。

高校生の服装指導につきましては、各学校において工夫をしながら取り組んでおります。しかしながら、高校生の制服の着用については、端正さに欠ける状況も見受けられます。地域社会や県民の方々からも厳しく指摘されることもあり、生徒の自己実現の観点からも高校生の制服の適正な着用に向けた取組みが必要となっています。

そのため、県教育委員会、県高等学校長協会及び県高等学校生活指導協議会では、下記の通り「啓発週間」を設定し、制服の適正な着用に向けた取組みを行うこととしました。

保護者の皆様におかれましては、本取組みに対し御理解と御協力を頂くとともに、ご家庭においても望ましい制服等の在り方を考えさせながら、生徒の健全育成に向けた更なる取組みをお願いいたします。

記

- 1 各家庭における指導の観点について
 - (1) 学校の決められた制服について、ルールを守って着用するように促す。
 - (2) 服装は自分自身の健康の維持や身体を守るために重要な要因であり、単に流行にのみ流されるべきでないことについて理解を促す。
 - (3) 自己実現を目指し、社会が求める人材像を考察することを通して、高校生として望ましい服装等を自発的に認識できるようにする。
- 2 「啓発週間」における取組みについて
 - (1) 主催
福島県教育委員会、福島県高等学校長協会、福島県高等学校生徒指導協議会
 - (2) 啓発期間の設定
平成21年10月1日(木)～7日(水)
 - (3) 具体的な取組み
 - ①県下一斉服装指導
平成21年10月1日(木)：県下一斉に学校毎に服装指導を行う。指導の形態は、学校毎の判断とする。
 - ②啓発活動
平成21年10月1日(木)：活動内容は、各学校の実情に応じて行う。
～7日(水)
 - (4) その他
制服を定めていない学校についても、上記に準じて指導を行う。

(事務担当 福島県教育庁学校生活健康課 TEL 024-521-7770)

平成21年9月29日

保護者 各位

福島県立双葉高等学校
校長 水谷 由克

『高校生の制服の適正な着用に向けた取り組みについて』

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の啓発週間において、下記のとおり服装指導を行いますので、保護者の皆様におかれましては、本取り組みに対しご理解を頂くとともに、ご家庭においても望ましい制服の在り方を考えさせるなどして、生徒の健全育成にご協力をお願いします。

記

- 1 期 日 10月1日(木)
2日(金)
5日(月)

以上の3日間

- 2 時 間 午前7時40分～8時15分(生徒昇降口にて)

- 3 指導内容

制服の不適正な着用(スカート丈・ズボンの腰履き) 茶髪 化粧 ピアス
その他(男子Tシャツの色 ボタンなど)